

Q1 社会保険の種類と給付のあらましは？

A1 五つの保険と八つの給付ケース

社会保険は、病気、ケガ、死亡、失業などの事故があった場合に、被保険者や被扶養者に対して、医療補償や所得補償などの保険給付を行うものです。

社会保険には、大きく分けて、次の五つの保険と八つの給付のケースがあります(表1)。

- ①健康保険
- ②厚生年金保険
- ③労災保険
- ④雇用保険
- ⑤介護保険

その保険給付に必要な費用を、会社や被保険者(本人)が保険料で負担する仕組みになっています。

このうち、労災保険は全額使用者が負担しますが、ほかの四つは、本人の給与などから保険料を徴収して支払います。

①健康保険は、従業員やその家族が、仕事以外の病気やケガ(私傷病)をしたとき、死亡、出産などの場合に、医療(現物給付)や手当金など

## 経営の散歩道

### 労務管理の知恵袋

— 人使いの坎どころQ&A —

(8)

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授  
川中清司

が支給される制度です。仕事上での傷病は、健康保険でなく労災保険で対応されます。

入院や通院治療に要した金額の七〇%程度が保障されます。

健康保険による給付には、表2のようなものがあります。

②厚生年金保険は、加入者が高齢になったとき、障害を負ったとき、死亡したときに年金や一時金などを支給する制度です。

保険料(健康保険と厚生年金保険)は企業側と労働者が

表1 5つの保険制度と8つの保険給付

事故	給付	業務外	業務上 通勤途上
1 疾病・負傷	→ 病気やケガをして、病院で診療、治療、投薬	①健康保険	③労災保険
2 休業	→ 病気やケガで働けず賃金を受けとる事ができない時の保障。		
3 出産	→ 本人の出産、サラリーマンの妻の出産費用、出産手当など。	②厚生年金保険	③労災保険
4 死亡	→ 病気やケガで死亡した場合。葬儀費用、遺族年金。		
5 障害	→ 体に障害が出て、仕事での稼ぎが減少する部分を補う給付。	④雇用保険	⑤介護保険
6 老齢	→ 老後の生活の一部を年金で補う給付。		
7 失業	→ 退職して次の会社を探す間の収入。		
8 介護	→ 寝たきりや痴呆などで介護が必要な場合の給付。		

負担し、給料から天引きします。大体の目安は次のとおり。

〈月給と健保、厚保の合計額〉

(一)内は企業が負担する額。  
介護保険料は除く。

↓月給二〇万円、

(二)二二三四円

月給三〇万円、

(三)三三〇一円

月給四〇万円、

(四)四五三七四円

月給五〇万円、

(五)五五三三五円

(年金の給付については別述) 労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険(以前の失業保険)を総称したものを、労働保険と呼んでいます。労働者が安心して働くための政府管掌の保険制度で、労働者を一人でも雇用している場合は、必ず加入する必要があります。

③労災保険は、仕事上での傷病に対して給付され、保険料は事業主が全額を負担しま

表2 健康保険による給付

病気やケガをしたとき、直接、病院などで治療を受ける（現物給付）	療養の給付
治療費などを一旦支払ったあと、立替え分の支給を受ける（現金給付）	療養費の給付
自己負担した医療費が一定額を超えて高額になったとき、支給を受ける	高額療養費の支給
療養で休み、給料が出ないとき標準報酬日額の6割（1年6カ月以内）の支給	傷病手当金の支給
お産をしたとき	出産手当金の支給、出産育児一時金の支給
死亡したとき	埋葬料（費）の支給

表3 労災保険による補償

休業補償	休業が4日以上で、会社から休業中の賃金が支払われないとき、平均賃金の60%補償
療養補償	入院や通院治療に要した費用の補償
障害補償	治療後に障害が残った場合、その程度に応じて、年金（1級～7級）や一時金（8級～14級）が支給される
遺族補償	労災で死亡した場合に、遺族に対して支払われる補償
葬祭料	労災で死亡し、葬儀を行う場合に支払われる補償
傷病年金	労災によるケガや病気に、年金の形で支払われる補償。障害の程度によっては、障害厚生年金が支給される

す。正社員・嘱託・パートなど、雇用者は全員加入です。労災保険には表3のような補償があります。

Q2 会社役員の労災保険は？

A2 事務組合の特別加入で対応  
 会社の経営者は労災保険に入れません、中小事業主の

事務処理の便宜をはかるため、労働保険事務組合があり、組合に事務委託すると、経営者も労災保険に特別加入でき、仕事で傷病があったときは、保険の対象とされるなどの特典があります。